

平成24年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成24年6月8日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 杉浦護君 | 健康福祉部長 | 伊藤光幸君 |
| 参事 | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 中山豊君 |
| 総務部次長兼 総務課長 | 大竹広行君 | 建設部次長兼 都市建設課長 | 近藤学君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 近藤弘君 | 消防次長兼 庶務課長 | 山本正義君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影は許可することに決定しました。

写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様14名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

まず、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） おはようございます。

改め通告がしてございます2件につきまして、順次質問をしてみたいです。

都市計画税の計画的廃止を問うものであります。

固定資産税と違って、都市計画税は建て前上は目的税とされております。目的税であるといっても、実質は固定資産税と性格を同じくするもので、固定資産税を補完する税であって、都市計画区域の中の市街化区域内に所在をする土地、家屋に課税をされる目的税たる都市計画税であって、自治体の財源確保にすぎないのが都市計画税であります。税制上の矛盾、問題点などをどうとらえているのか、答弁を求めるものであります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 都市計画税の関係でございますけれども、この関係につきましては、以前から議員からもいろいろこの関係についての御質問をいただいているところでございます。私どもとしては、今、議員御指摘のように、都市計画税につきましては、目的税として市街化区域内の整備、こういったようなことを目的といたしまして納税をいただいているということでございまして、市街化区域内の土地、または都市計画

事業とか、また区画整理事業、こういったようなことに充てるということでございまして、その目的に従って対応しているというふうに私どもとしては理解いたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が質問した内容をあなたが復唱しなくてもいいです。していただくなくても、私は原稿を読んでやっておりますので、間違いなく質問しております。

質問した内容は、答弁を求めた内容は、税制上の矛盾や問題点をどう認識し、どうとらえているのか、こういうことの答弁を求めたのです。きちんと答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 問題点ということでございますけれども、この辺につきましては、やはりその目的というものが、他の市町村でも御指摘をされているわけでございますけれども、それが目的を持った税であるけれども、一般財源としての活用がなされているとか、いろいろなそういった御意見があるということで私どもとしては認識をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの理解の度合いというものがよくわかるわけですが、重ねて申し上げますが、私は、これは目的税でありますよということも申し上げてきた。目的税である都市計画税の持つ矛盾や税制上の問題点はというふうに認識をされているのですか。そんな2回も3回も同じことを質問させるな。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 私どもとしては、いずれにいたしましても、財源確保とか市街化区域の課税をするということで、全国の自治体でもそういった団体が少なくなっているといったような状況は認識をいたしているわけでございますけれども、それぞれの自治体の中での市街化区域内の事業的なそういった整備を図っていくために必要な制度だというふうに理解をいたしているところではあります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議長も答弁者が質問者の質問にきちんと沿って答弁しているかどうかという点では、きちんとした対処をしていただく、注意を喚起させる、こういう職務を果たしていただきたい。

都市計画税と固定資産税の課税標準は同じであります。固定資産税は普通税として課税をされる。都市計画税は目的税として課税をされる。税の性格が違うのに課税標準はなぜ都市計画税と固定資産税と同一ですか、そこに矛盾点はないですか、こういうことを聞いているわけですよ。違うのは税率ですよ。固定資産税は100分の1.4、都市計画税は幸田町にあつては0.2と。こういう税率の違いはあつても、その分母たる課税標準は全く同じでしょ。税の制度が違う、性格も違う、それでありながら、なぜ課税標準額が同一ですか。そういう矛盾や問題点は、あなたに認識はないですか。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 固定資産税の関係、また、都市計画税の関係につきましての課税標準が同一ということでございますけれども、形としては負担調整がかかるわけでござ

ざいまして、固定資産でいきますと、200平方メートルを超える部分につきましては負担調整が3分の1、また、200平方メートル以下の場合につきましては6分の1と。また、都市計画税につきましては、200平方メートル以下の部分につきましては3分の1、また、一般住宅の200平方メートルを超える部分につきましては3分の2といったような形で、それに対してまた税率がかかっていくといったようなことでございまして、課税標準として私どもとしてとらえているのは、今申し上げました負担調整後の数字ということで理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） みそもくそも一緒にしたような議論はしていただきたくない。あなた、負担調整と。負担調整か。負担調整は、評価がえに伴う評価にかかわって負担を調整する、これが負担調整です。小規模住宅に限って、特例的な軽減措置を設けている。特例的な軽減措置なんです、負担調整ではないです。負担調整ということと言われるならば、小規模住宅に限ってやるということ自身、制度的な問題があるわけですよ。

都市計画区域にある土地と家屋について、負担調整を全部かけるというあなたの答弁。しかし、小規模住宅に限ってという点からいけば、特例的な軽減措置ですよと、6分の1、3分の1。そういうことではないですか。答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 私の言葉が足らなくて申しわけなかったですが、今、議員がおっしゃられるように、あくまでも小規模住宅用地の関係につきまして、今、申し上げたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） マッチポンプのような質問はやりたくない。自分で質問して、あなたの答弁を聞いて、「答弁は違うじゃないか、こうじゃないか」などというな。そんなものはマッチポンプだ。そうでしょう。あなた自身、答弁能力が欠如している。あらかじめ通告してある質問の内容に即して、どこに問題点を指摘されるのかというのは、あなた方、部課長会議で一般質問の答弁要旨の相談をして、時間をかけてやっているわけでしょう。その結果の内容が一般質問の繰り返しの内容であったり、評価がえに伴う負担調整だと。あなた自身、制度を理解しているのかどうなのか。あなたが制度を理解していなかったら質問がこれ以上進んでいかない。きちんとした答弁がいただきたい。

ですから、目的税と普通税がなぜ同一の課税標準なのか。まずここからきちんと答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今おっしゃられるように、そもそも固定資産税につきましては普通税でございます。また、都市計画税につきましては目的税でございまして、そういった中で固定資産税も都市計画税も財源確保を目的とするという点につきましては同じでございますけれども、固定資産税はすべての土地、家屋に賦課をするものでございまして、対象としては異なってくるものというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 固定資産税はすべての土地、家屋。そうしますと、都市計画税はす

すべての土地、家屋ではないと、こういうことですよね。あなたの答弁の内容からいけば、都市計画税における課税の内容は、土地と家屋だけではないよ。それを全部包含するものではなくて、小規模住宅に負担調整を掛けて、課税をして6分の1、3分の1。こういう課税をしていくのが都市計画税です。ですから、それ以外の土地や家屋については、幸田町は都市計画税は課税しておりませんと、こういうことになりますよね。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 都市計画税につきましては、市街化区域内の土地または家屋、これらの所有をしておられる方々に対して課税をさせていただく。これは償却資産というものについては含まれませんけれども、そういった税収につきましては、都市計画事業、また、区画整理事業に要する費用に充てさせていただくというようなことで、こういった課税をさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもなかなか本題のほうに入っていくけない。入り口で、ああだこうだとつまづいてしまって何ともならない。時間ばかり経過していくので本題に入っていきますけれども。

あなた自身の償却の中で、では、都市計画税に償却資産が入っているのかと。そんな質問はしていないし、あなた方も予算や決算の成果の説明の中で、都市計画税については、土地と家屋がそれぞれ何ぼ何ぼと書いてあって、償却資産税は課税しておりませんという記述をしているのか。記述しとやへんがな。都市計画区域にあって、都市計画事業を決定した区域について、幸田町の場合は課税をしている。そういう中で、土地と家屋に限って課税をする、その課税の中で小規模住宅については特例的な軽減措置を設けておりますよというだけの話なんです。そこに税制上の問題点や矛盾点をあなたは感じておらんですかと。課税標準が一緒に税目が違うと。ちいとおかしくないかと、こういうことなんです。もう一回だけ聞いわ。きちと答弁してください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） その辺の私が理解不足なのかもしれませんけれども、先ほどから申し上げておりますように、課税標準が同一なのに、そういったものに対して固定資産、また、そしてそれに上乗せというような形になるのかわかりませんが、二重課税ではないかというようなお話かもしれませんけれども、そういった都市計画税のあり方というものに対して御指摘をいただいているというふうに思いますが。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何もあなた、私の答弁の質問の内容を繰り返して、解説しているのかしていないのかわからないけれども、解説してくれなくてもいいですわ。質問にきちんと向き合って答えてくださいよと言っているだけの話なんです。そんな難しいことではない。理解不足でといたら、あなたはその任務が、その職務が重いということなんだ、あなたにとっては。違う。理解不足でございますがとってやれば、いきなりのこと出した問題か。あらかじめ通告してあれば、みんな寄ってたかって知恵を出して、へ理屈は理屈をどう並べていくかということ相談しているじゃない。その中で、私、理

解不足でございまして、少し管理能力に欠けておりますがなんていうことを自分で認めていることです。

話を進めます。2010年の3月31日現在、これは2009年度末ということで、平成の21年度末と、こういうふうに理解いただきたいわけですが、そのときの自治体の数は1,750団体、そのうち都市計画税を課税している自治体は656団体、その比率は37%であります。つまり都市計画税課税団体は少数派ですと。少数派でありながら、へ理屈は理屈並べ立てて住民に税負担を強要している、押しつけているのが幸田町の実態であります。

そういう中で、では、この都市計画税はどういう問題があるのか、矛盾を抱えているのかということをもたまたま答弁で求めたって、こんなものは堂々めぐりをしているだけなのでいけないわけです。

まず申し上げた。平成21年現在、つまり22年3月31日現在の自治体の数が1,750、これは間違いがないかどうか。

それから、その時点で都市計画税を課税している団体は656団体。比率は37%。間違いがないかどうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 全国の1,750、その数字につきましては、御指摘のとおりでございます。課税団体につきましても656団体ということで思っておりますが、率として、私どもの調査時期は違いますけれども、その辺の関係につきましては、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 最後に引かかることを言うんだな。あなたの言ったことは間違いはないけれども、私どもは違う物差しを持っておりますので、質問があればお答えしますと、こういう答弁ですので質問します。どう物差しが違うのですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 失礼いたしました。たまたま私が違う資料を見てしまったものですから、そういったことを申し上げてしまったわけですが、平成21年度末の全国の団体数につきましては、1,750団体中656団体、愛知県につきましては、ちょっと時期が違いますけれども、23年7月1日現在、54団体中43団体といった形で私どもとしては、今、承知をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が申し上げたのは平成21年度末、この段階でその数字は間違いはないよと。あなた方は違う物差しを出して、23年度だよといったときに、そんな物差しが違う中で議論したって始まらない。都合のいいところだけ、自分の気に入った数字を使っていくと。物差しは同一の物差しでなければ。あなたの持っている物差しは23年、私は21年、物差しが違うから議論になりませんよと、数字が違いますよと。そんな議論はしたくない。

そういう中で、では、都市計画税を課税していない団体がありますよね。それは先ほど申し上げた1,750団体のうち、課税していない団体は1,094あるわけです。では、その1,094団体は幸田町に比べて財政力が極めて豊かで、自立してまちづくりもしっかりや

っている団体ではないということなんだわな、あなた方の言い分は。そういう認識でおられますかどうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） それぞれの自治体の財政状況とか、そういったものについて承知をいたしているわけではございませんけれども、それぞれの自治体の中には非常に財政力の豊かなところ、また、若干劣っているというところもあろうかと、これはさまざまではないかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、酒向君。

○14番（酒向弘康君） つまり、この都市計画税は何のための税なのか、本質論ですよ。それは、あなたもちらっと先ほど言われたけれども、結果的には自治体の財源を確保するため。財源確保のために、もう少数派である幸田町の都市計画税を引き続き課税をして住民に負担をかけるのかどうなのか。それとも、言ってみれば、いわれなき都市計画税の廃止を計画的に進めて、住民の負担軽減に寄与するような自治体行政を進め、さらに、あなたも答弁があったように、1,100近い自治体は都市計画税を課税していないけれども、幸田町よりも財政力は劣るけれども、立派なまちづくりをしているではないか。こういう点からいけば行き着く先は明確であります。どういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 他の自治体につきましてもいろいろな状況があろうかと思いません。ただ、私どもの幸田町といたしましては、やはり現在、いろいろな区画整理事業などを実施いたしているわけでごさいます、環境整備、こういったものに要する経費というものは、その形というものが、また住民の方々の生活に貢献できるような形に持っていけるのではなからうかということがあるわけでごさいます、今後ともそういった事業というのは継続していく必要があるというふうに思っております。そういった部分の中で、やはり貴重な財源として、私どもとしては今後とも御負担をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 貴重な財源だと。貴重な財源であれば、住民にきちんと説明ができるような財源でなければならぬわけでしょう。あなた、きちんと説明できたか。私の質問に対して、税制上の矛盾や問題点は何かと。そうしたら、私の質問の繰り返しをしているだけ。税制上の矛盾や問題点は一切我知らずと。しかし、貴重な財源だと。それは確かにそうでしょう。年間約2億7,000万円から8,000万円。それは貴重な財源だと。貴重な財源であればあるほど、住民に合理的で説得的な説明がなされて当然でしょう。それがなされない中で、「いや、私どもの町は都市計画事業を進めております。貴重な財源でございます。いただけるものは全部いただいておりますよ」と。やらずぼったくりだ。こういうのが幸田町の大須賀町政の税務行政ですよと、こういうことになるわけです。

そこで、町長にお尋ねです。

こうしたいろいろな矛盾を持つ、そして、片一方では貴重な財源として1年間、2億7,000万円から8,000万円の税収があると。しかし、へ理屈は理屈並べ立てても、その正

当性も説明ができない。さらに全国的には1,750団体のうち656団体しか課税をしておりません。こういう中でどういう選択肢をするのか。それは、まさに都市計画税を計画的に廃止をすることです。計画的に廃止。既に廃止をしているところでも立派に都市計画事業を進めていく。あるいは事業も含めて、住民の負担軽減しながら、さらに財政力も幸田町よりも乏しいという言い方が適切かどうかはともかくとして、財政力的には幸田町よりも低い、そういうレベルでも立派な行政を進めているときに、幸田町が引き続き都市計画税にしがみついて、理由なき税負担を求めていくのかどうなのか。それとも計画的に廃止をする、そういう政策を選択されるのかどうなのか、町長の答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 都市計画税につきましては、伊藤議員からいろいろ、1,750団体で656という話があるわけでありまして、我が愛知県におきましては、市町村に限れば84%の課税団体があるということでございます。

都市計画税につきましては、以前から伊藤議員とはお話をしているわけでありまして、それは目的税として、我が町は発展途上国といったら申しわけないですが、要は、区画整理を今回も3カ所も新たにやってくるわけでありまして、定住化策をとるとのことでの区画整理をやっておりまして、町の中核をなすようなところが一つずつの形で市街化区域になって、今、課税をいただいているわけでありまして、その課税、都市計画税が全体的にその地域に平等に使われているかどうかということで、いつも伊藤議員からお話をいただいた。それで、確かにそれがすべてに平等に使われているかということになりますと大変難しい面もございますが、少なくとも調整区域とのほさまにおいては、目的税でございますので、市街化区域に優先的にそれを使っていくという形では従来と同様の考え方を持っております。

今のところ、私は当分の間、この区画整理地域が新たに起きている状況を考えますと、廃止するというような考え方は今、持ち合わせてございません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、幸田町は発展途上国だと。都市計画税を課税していないほかのところは、もう成熟した団体だよと、こういうことですか。あなたの言っているのはそうじゃないですか。幸田町はまだ区画整理をやって、都市基盤の整備をするために財源がどうしても必要だから都市計画税をやりますよ。ほかの団体のことは知りませんが、私のところは発展途上国ですよと。この対比からいけば、ほかの団体はもう成熟し切って、ばんばんの都市基盤を整備した団体だと、こういうことになる。そういうへ理屈ですよ、いいですか、それで。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 逆に揚げ足を取られてしまったということでありまして、私はそんな考え方は一切持っておりません。皆さんからいただく血税でございます。昔からはだんだん都市計画税も税率を下げてきているわけでありまして、現状のところ0.2というこのものについては、当分の間、お願いをいたしまして、幸田のまちづくりに寄与していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だんだん税率下げてきたと言っても、税率下げたのは、もう10年前だわ。平成5年、7年、それぞれ0.05%ずつ下げた。そして、当時は100分の0.3、それを3年かけて100分の0.2という現行水準になって、それから久しいわけだ。久しいものを年々下げてきたと。そういうのをまやかしというのだな。隠ぺい工作するなど。そういう点でいけば、私が言ったことを、私の揚げ足を取ったじゃないかと。揚げ足を取ったではない。あなた方が都市計画税にしがみついて、我が町は発展途上国で、まだ区画整理事業をどんどんやって、都市基盤を整備しなければとてもだめだから、それは必要な財源だよと、これだけの話でね、それに対比されれば、当然出てくるのは、もうほかの都市計画税を課税していない団体は成熟して、都市基盤もきちんと整備をされて、都市計画税というまやかしの財源は要らないよと、こういう団体だよというのが出てくるのは当たり前でしょ。揚げ足取りではない。そういう点で、あなたの答弁を再度、私は確認します。当分の間というのは、少なくとも、あなたの任期中も含めて、当分の間というスタンスはどこまでか。都市計画税について、矛盾のない、問題点のない税制だという認識ですか、再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 都市計画税につきましては、ないところでも十分にやっているところでは、それはたくさんあるかと思いますが。法律上、許された範囲内で行うこととございますので、私も現状で当分の間といたしますか、幸田町の発展を考えるにおいて、この税は貴重な財源でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも素直に聞けないですよ。町の発展を考えると貴重な財源で引き続きだ。では、ほかの団体のところは、みんな町の発展を考えていないのかと。そういうのをへ理屈は理屈を並べ立ててしがみつく行為だよということを申し上げた。どこの団体でも、どこの自治体でも、内容はともかく、住民の福祉増進のために全力挙げて、それぞれの自治体が行政を進めている。我が町だけではない。我が町も含めて、どこの団体もそうだという点からいけば、「いや、町の発展を願っているのは、私、大須賀町長だけでございます」というような、そんなふうを受けとめられるのだ。そんな答弁はいただきたくない。

では、次に、町有地の借地契約の実態を問いただして、改めるべきは改めることを提起するものであります。

幸田駅前銀座の名で4月29日、6店舗中4店舗がオープンをして、幸田駅前商店街お客様専用第1・第2駐車場もあわせて改札機とゲートが設置をされて、幸田駅前駐車場管理組合の名で看板が立てられて、「下記事項を厳守願ひます」と書かれております。現場を見られて御承知のことと思います。

そこで、まず第1に問うことは、第1・第2駐車場のそれぞれの面積と、所有者は幸田町であります。借地以前の管理はどの課とどの課が管理をする町有地であるのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず面積の関係でございますけれども、駅前、こちらの部分が2筆ございまして、面積が740平方メートル、それから、もう一方、旧商工会の跡地でございますけれども、こちらの面積が830平方メートル、縮めて1,570平方メートルでございます。所管につきましては、私ども産業振興課のほうで管理をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それぞれ駅前と商工会跡地、いわゆる第1が駅前、第2が商工会と、こういうふうに便宜的に呼ばせていただきます。そういう中で、駐車場の整備費は幾らかかりましたか。改札機とゲート設置費は幾らかかりましたか。借地契約の相手方はだれで、借地料は年額幾らですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 整備につきましては、駅前共同駐車場管理組合のほうで実施をされてございます。整備費の以上のことございまして、組合のほうですべて実施をされたということでございます。今、そちらの組合さんの工事費については、手元の資料はすぐ確認とれませんので、これで……。組合さんがすべて負担で設置ということで御理解いただきたいと思っております。

借地料の関係を漏らしてございました。借地料につきましては、町の基準で算定いたしまして、まず、第1の部分でございますけれども79万5,000円、第2のほうは69万3,000円、縮めて148万8,000円ということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務部長もそうでしたが、あなたも通告してある内容がどういう内容であって、質問がどういうふうに展開をされてくるのかというのは想定できるはずなんです。そうしたときに、民間団体に借地で貸したときに、ゲートもつくられる、改札機もつくられる、そうした費用が問われてくるのは当たり前ですよ。「いや、私どもはちょっと承知しておりません。管理組合でございました」と。それでよく務まるなことなんだ。幸田町の行政というのはそんなものかと。あなた方が管理している財産だ。その財産を管理組合に借地契約をして、借地料を両方で148万8,000円。後はどうにも好きなようにやってちょうだいと、こういうことなんだわな。だから、管理組合の名前で、このくらいの看板があるわな。「下記事項を厳守願います」と。ずっと書いてあって、上から3段目、4段目にはびいとテープが張ってある。なぜテープが張ってあるの。テープを張って目隠しをした内容は何が書かれておりますか。そして、一番下にも同じようにテープが張ってあります。あわせて答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この看板の部分でございますけれども、実は、この駐車場の管理組合のほうから、その駐車場の貸し出しの目的でございます駅前商店街の買い物利用者の利便を図るということで双方の賃貸借契約を結んで進めているわけでございますが、問題が、その立地が駅前ということで、駅前の商店街の買い物以外の利用外の目的の方が利用することによって、目的としている商店街の利用が妨げになるということ

も危惧されまして、一定時間をオーバーした部分については課金を徴収したいというお話がございました。

それで、その看板の部分でございますけれども、この部分については、町のほうは許可を現時点では出してございませんが、駐車場管理組合のほうで、その趣旨をしていきたいという課金の部分等を少し先走りましてやられたようでございます。しかし、その部分につきましても、町のほうからも当初の、いわゆる商店街の利用を高めるという目的、そして、実態がそのようなことになるかということも不確かでございます。まして、今まで他団体でも、こういう料金徴収等を本来認めてきてございませんので、それをやめるということを指示してございませんので、そのような形になってございます。

ただし、本日、6月8日、夕刻からでございますけれども、管理組合のほうからの申し入れの内容、言ってみれば、課金ということも目的外の駐車抑制を図るといふ部分で裏づけをとる社会的実験、いわゆる駐車場の利用状況の確認を行っていききたいという作業を一定期間、この8日から進めてまいる予定でございます。その暁、結果を見まして、やはり目的外の利用が多い、駅前商店街の利用を妨げるといふこと等明らかになりましたら、これにつきましては、言ってみれば、必要性をもとに課金の徴収の容認もしていきたいという考えも持っております。

先ほどの漏らした工事費の関係で報告させていただきたいと思っております。

まず、駐車場の管理システムの設置工事でございますけれども44万1,000円。それから、駐車場の整備工事ということで、総括して309万7,500円使われているということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞いてもいないことにかなり踏み込んで、先走った答弁がされております。私がお聞きしたのは、目隠しをした2カ所、あるわな。あなたも現場も確認しているわけだ。上から4行目が2行分、ぺっと目隠ししてある内容はどんなことが書いてありますか。一番最後に目隠ししてある部分は何と書いてありますか、これを聞いただけなんです。先走って、先走って、そのうちにこけるぞ。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 駅前の駐車場、こうた夢まち舞台の担当は建設部都市計画課でやっていますので、整備に絡めた回答ですので、私のほうから御回答させていただきますが、今、看板の目隠しをした状況でございますが、この中の内容です。先ほど環境経済部長から課金の内容ということでございました。まず、左手の大きい4行ほどでございますが、看板の中です。2時間まで無料というのと、2時間を超え4時間まで200円。4時間を超え24時間まで一律1,000円という記載と、それから、右下のほうの項目ですが、これは、「駐車場内では下記を厳守願います」という内容の中で、8項目ほど書いてございます。その中で2項目が、まず1点が、場内への駐車は2時間無料です。ただし、御利用時間が2時間を超える場合は、さきの特別課金を申し受けます。もう一点が、設置機器等のトラブル、故障は、出口に設置のインターホンにて御連絡くださいということであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 上から4行目、目隠しの内容なんですよ。今の説明でいくと、2時間までは無料だよ。2時間から4時間が200円、4時間以降24時間1,000円だよ、こういう料金は、どこでだれが決めて、駐車場は用地そのものは幸田町の用地。借地をした人間が勝手に課金だと言う。課金というのは、料金を徴収するということ、料金ということなんだわな。しゃらくさい言葉を使う。課金、課金と言うけれどもね。ここに限っては駐車場使用料金。使用料金をイコール課金という。課金を徴収するよ。町有地を借り受けた人間がゲートを設けて、社会実験だなんて言っても、そんなもへ理屈。社会実験という名前をつければ何でも通っていくのか。それで料金を徴収する。料金を徴収するということは金もうけをするということなんだ。金がもうかるかもうからんか、商売やって、損するか得するかは商売では当たり前のことだ。もうけることばかりが商売じゃない。損することも商売だという点からいけば、金もうけの材料として町有地を借り受けて、そこにゲートと改札機を設けて金もうけをするということが社会実験だと。それで、町有地を足場にして金もうけをすることを、あなた方は社会実験であるということに認めていくということなの。

そうしますと、幸田町に財産管理規則というのがある。その管理規則第20条は何と書いてありますか。何と書いてある。

それともう一つは、幸田町が管理をする町有地を民間団体に貸し付けて、その民間団体が金もうけのために料金徴収をするということは、議会の議決の要件を外すということなんです。使用料、利用料は議会の議決を経なければできない。それをあなた方は法をくぐってやっていく、そこに違法行為はないですか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今回のこの課金、いわゆる料金だということでございますけれども、私ども、先ほども少し触れたわけでございますけれども、地方自治法の238条、この中に借地した公有財産、これを民間に貸し出し等の部分で、料金を徴収するという規定は特にないと。いわゆる抵触する部分ではないと。ただし、この取り扱いについては、気をつけなければならないことは、私ども公有財産であるという部分でございますので、一般常識等にも照らし合わせまして、事例にも照らし合わせ、法外な利用料金を徴収すること等のないよう、公有財産の持つ公益上の性格、要請に基づき配慮していくと。そういう中で、特に、課金という言い方もしてございますけれども、お金を取るということは問題はないという判断をしている次第でございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今、議員、金もうけということではおっしゃいましたが、幸田商業協同組合様は今まで駅の北の駐車場をずっと管理してみえました。今回、こうた夢まち舞台のこうた銀座ができて、管理組合の方、平成23年度以前、非常に苦勞をしてみえるというお話を聞きました。特に長時間の目的外利用者が非常に多いということと、夜間のチェーンの設置をしても、それをこじあけたり、人による注意喚起など全然聞かれないということで、商店街の人はその管理に非常に苦慮されているという状況を聞いています。

例えば、それを破損した方に連絡をすると、逆に、「訴えてやる」というようなことで口論になったという状況も聞いています。ですから、今回のゲート設置については、あくまでも、従来、駅北側の駐車場も買い物客の方について無料という大前提の目的がございませぬ。その趣旨には変わりございませぬ。ですから、そういう適正に利用されるというための課金であるというふうに町は思っています。

現在、6月1日にも駅前共同管理組合の代表者、それと幸田町駅前銀座の代表者の方と町長とお会いをして、現時点でも幸田町駅前商店街の買い物客の利用の駐車場だということ、無料を大前提として考えている状況であります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほど漏らしてございませぬ。第20条の部分でございませぬけれども、行政財産の目的外使用の許可の部分に触れたこととございませぬ。

（「財産管理規則は何と書いてあるだということ聞いたじゃん」と呼ぶ者あり）

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この中には、「行政財産は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途または目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる」ということで、以下の事柄が書いてございませぬ。職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店及びその他の厚生施設を設置するとき、二つ目といたしまして、第2号には、公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝、その他公共目的のために行われる講演会、研究会、その他の集会の用に短期間利用するとき、第3号は、水道事業、電気事業及びガス事業、その他の公益事業の用に供するためにやむを得ないと認めるとき、第4号、災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間、その用に供するときという事柄。そして、最後に、前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとときとただし書きがございませぬ。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 都合のいいことだけ言うね。私も都合のいいことだけ。あなたも都合のいいことだけ。管理規則は、借り受けた財産の形状もしくは性質を変え、また、これに工作物を設置してはいけないと書いてある。そうでしょ。現に借り受けた町有地が性質を変え、工作物が設置をされていると。これは違反行為でしょ。それではどんな場合でもくそ道だ、それなら。そのくそ道は町長だ。町長特認事項と。特認事項で町長が特に認めた場合は、この限りにあらず。こういうのを使って、現実に性質を変えて工作物が設置されていながら、それを使って金もうけをすることを前提としたことについても課金だ、課金だと言うけれども、課金を広辞苑で引くと料金を取ることと書いてある。素直な気持ちで言わないわけだ。課金というと、何かしゃらくさいようなというような受けとめ方をして、課金というとかちんとくる。そういうのを一生懸命考えているわけだ。管理規則も含めて、自治法でも、あなた方の言う分は、自治法に特段の規定がないから違法ではないよということなんですよね。特段の規定がなければ違法ではない。違法ではないけれども、そこで金もうけしたっていいですよ。こういうことを町長自身もお認めになったと、こういうこととあります。そういうことで間違いはないか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほど課金、これは表現かと思えますけれども、もうけどうこう言われましたけれども、あくまで私ども駐車場の貸し出しに当たりましては、駅前商店街の活性化、お買い物をされる方の利用のための駐車場であると。そして、その目的に沿った利用ということで、この課金の部分についても、一般常識上、当目的に沿った形であれば問題ないということをお願いしたわけでございます。確かに適用の部分、この形状を変えたという部分については、議員も御指摘のとおり、そこにただし書きがございまして、管理組合のほうからの申し出、先ほど建設部長も申し上げたとおりでございますが、目的外の駐車がございまして商店街の買い物の方に非常に迷惑だし、利用の妨げになるということ、現実そのようなことも少々起きてきてございますので、そういうことを踏まえて、今回、それらのことはすべて組合側も含めてのんだということ、それならいいでしょうということをやりたい。ただし、それについては、実験、実験と繰り返し言われたわけでございますけれども、やはり私ども公の立場としては、現実そうであった公に照らしたどうだったということもございまして、一定調べる中で、その根拠をもって、必要とあれば、この課金という表現を使わせていただきますが、認めていきたい。ただし、それは一般常識の費用でなければならない。あくまでも受けるというものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方の一般常識というのは、世間に通用しない常識ということですね。世間の常識、あなた方の非常識。行政の常識、世間の非常識。町有地を借りて、そこで金もうけをして一般常識の範囲というのであれば料金取ってもいいですよ。それは金もうけではないわと。金もうけだわ、これは。先ほども言ったように、金もうけは損することはあれば得することもある。もうかることだけが商売ではないです。ということは、ゲートをつけて、管理して、そのための金をもうけるよということなんです。そういうことでしょ。

そうしたことは、過去の歴史からいって2000年の9月議会。このときに出てきた当時の町長は近藤町長。なりたての町長。ほやほや。そのときに商工会があった土地が町有地としてあいているよと。遊ばしておくのはもったいないからといって、商工会に町有地を借地させて、商工会が、「金もうけする、駐車場料金取るわ」といってやったわけだ。議会で反対したのは共産党の議員団だけだ。私は反対討論をさんざんやりからかしたけれどもね。今の議会と一緒に、オール与党で、町長の言うことなら、「右向け」、「はい、よっしゃ」とみんな賛成した。半年後の2001年の3月議会、「ちょっとまずかった」と。商工会法違反で、県の西三事務所から、「何をやるとるだ。わからんのか」とぼろかすに言われて、「ごめんなさい」と言って頭を下げて、計上した予算を撤回したわな。

そのときの議会も、「町長がいけないと言うならいけない」と。この程度なんだ。今日も一緒。そういう点からいけば、あなた方の言うように、一般常識だよと。だから、世間の常識はあなた方の非常識であって、行政の常識は世間の非常識だと、こういうことの一つの事例だと。そこできちんと監視をする、チェックするのが議会だけれども、議会が役割を果たしていないということも含めて、では、今後、あなたの言ったとおり

で聞かならば、自治法に規定がないから何でもやれますよと。財産管理規則でいけないと言っているけれども、町長が認めれば何でもできますよと、こういうことで、町有地を活用して金もうけを民間団体にさせていくこともフリーパスですよと、それは課金ですよと、こういうことになる。

町長に答弁がいただきたい。今の議論の経過を踏まえて、「私も仲間を募って、組合をつくって、町有地を借り受けて、その町有地の土地活用で金もうけをしたいと思っておりました。それは社会実験ですよ」と、こういうへ理屈は理屈を並べ立てて申請しますが、町長、認めますよね。幸田町には、公有財産という形で二つの性格を持つ財産があります。行政財産、これは幾ら何でもそう簡単にはできない。普通財産なら、へ理屈は理屈をつければ、今、私の言った、「町有地を借り受けて金もうけをしたい、これは社会実験だ。町長、認めてくれ」と、こういうことです。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 私のほうから。まず基本的に私どもの考え方を。先ほどの繰り返しにも少々になるわけですが、述べさせていただきたいと思います。

まず、金もうけだという話でしたが、先ほど私どものほうも答弁させていただいておりますように、商店街の買い物利用の方の利便性を図るということで、基本を無料ということで考えてございます。ただし、その長期の駐車による妨げによって駅前商店街等の利用に支障が出るという部分については、これは、この公益上の持つ一般常識的な価格等をもっていたし方ないであろうという部分でございます。

なお、さきの平成12年の9月議会、そして、翌13年の3月議会、議員がおっしゃられた内容は、そのとおりでございます。

それから、これらの一連の地方自治法、あるいはこの財産管理の部分等を私どもも心配もいたしまして、法規に精通した方にも確認をしておりますが、町の今申し上げたようなやり方で特に問題はないということ等も確認してきてございます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 駐車場のこの件につきましては、伊藤議員がおっしゃったように、何でも町長がというような観点でやればできるというものでもございません。この件につきましては、本当にあらゆる方法で検討をさせていただきまして、現在、このような形にする。これは弁護士もそうでありますし、それから、愛知県のほうとも調整いたしまして、あくまでも金もうけ、伊藤議員がおっしゃると、損しても金もうけだとおっしゃるわけでありまして、金もうけではなくて、駅前商店街の振興、発展、そういうことで課金といいますか、料金を徴することはどうかというようなことで、それが第三者が管理をしていくということについて慎重に検討させていただいた結果が現在の状況でございます。それに基づきまして、当分の間は、現状がどのような形でこの駐車場が利用されているのかということをしっかしきわて、今後、対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ金もうけをしたいので、社会実験という名前をつけるので、町有地を私に貸してください。

要は、この6月議会が終われば、早々に有料化で突っ走っていく。議会の議決も考えもせずと、こういうことです。時間がありませんから突っぱねますが、私が申し上げたいのは、正すべきは正す、改めるべきは改める、そういう方策の一つ、借地の契約を解消し、無料の駐車場とすること。駅前商店街の発展に寄与するもう一つの方法は、有料駐車場として、料金改定を含めて議会の議決を得て活用する。あるいは駅前共同駐車場管理組合に賃貸しをし、無料開放にする。必要な諸経費は管理組合に補助金を交付する。さらには、指定管理者制度で管理組合が指定管理者として必要な委託料で維持管理をする、こういう方策があるということを提起して、極めて異常な違法行為を指摘をし、不正常的な状況は早晩改めていただきたい。きちんと答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員の御意見はしっかり拝聴させていただきますけれども、私どももそれなりに一生懸命この件について対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、杉浦あきら君の質問を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

まず、1番目の住民健診とがん検診の利用について質問してまいります。

医療技術の進歩や生活の質の向上などにより、人口に占める高齢者の割合が増大し、国民医療費は年々増加してきています。これが健康保険組合の負担になっており、国家財政にも負担がかかってきています。厚生労働省は医療費の自己負担額を引き上げ、受診抑制による医療費の減少、自己の治療に関心をさらに持つことができるとして医療改革を展開してまいりました。医療費の増加に歯どめをかけるための治療中心の医学から予防医療重視の方向へと転換してきております。

そのような中、平成20年度から医療保険者は被保険者及び被扶養者に対し、特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられました。この特定健康診査は糖尿病や高脂血症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特にメタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

メタボリックシンドロームの診断基準に従って、複数のリスクを持つ受診者に対しては、医師、保健師、管理栄養士などによる特定保健指導が行われます。病気の人を拾い上げるのではなく、これから病気にかかる可能性の高い人を抽出して、医療関係者が早期に介入し、将来の医療を削減することが主になっております。

幸田町のホームページにも以下のように書いてあります。「日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、全体の3分の1にのぼると推計されています。生活習慣病は、一人一人が、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身につけることにより予防可能です。年に1回、病気の早期発見と治療のため、自分自身の健康を見つめ直すためにも健康検査・がん検診を受けましょう」と述べています。

以上のように、若いときは生活習慣病、40歳以上はがん検診を重点的に行い、死亡率を下げていくようにしっかりと住民健診を行ってもらいたと思います。特に、胃がんは日本では最も多く発生しているがんですが、死亡率が最も高いがんではありません。早期に発見できれば比較的治癒しやすいがんと言えます。

以上のことより、町内の健診の状況と課題を問います。

まず最初に、町内における昨年度の国民健康保険加入者は何名で、住民健診を受けた人数は何名、そのうち特定保健指導を受けた人数は何名であるか、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、国民健康保険の加入者数でございますが、本年3月31日現在で8,890名、住民健診、これは特定健診も含めてでございますが、健診を受けた方の人数でございますが、対象者、国保分で5,796名でございますが、このうち受診した方が住民健診の受診者で1,544人、人間ドックの受診者で1,531人、計3,075人ございまして、受診率で申しますと53.1%となります。この中で、特定保健指導を受けた人数でございますが、特定保健の対象となった方につきましては514人、実際保健指導を受けた方が98名ございまして、受診率については19.1%となっております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 今お聞きしますと、まだまだ住民健診ないし人間ドックを受診している人は少ないようですので、今後はもっと多くの方に周知していく必要があるのではないかと思います。それに、健診で異常値が出た人全員に検査してもらうような形にしていきたいと思います。現在は19%という少ない数字でございますので、もっともって異常者には連絡して、再指導をしていきたいと思います。

次に、がん検診について質問いたします。

国のがん対策を総合的に進めるためのがん対策推進基本計画が3月初め、2012年度からの厚生労働省案が発表され、がん検診の受診率を50%に上げるなどの目標が掲げられました。だが、現在、五つのがん、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸部がんの検診率は20から30%にとどまっています。2010年にがんで亡くなった人が約35万人、罹患者と死亡者の増加は主に高齢化が理由ですが、40代以降の死因の第一位を占めるなど、働き盛りや子育ての中の世代にとっても無関係ではない。

日本では現在、罹患者が多いがんのうち、検診で死亡率が20%かはら60%減少できることが科学的に示されているとして、五つのがん検診が推奨され、市町村や企業で実施されている。だが、検診率は20ないし30%で、乳がん、子宮頸部がんの受診率が60から90%に上る欧米や韓国と比べ非常に少ない。2人に1人はがんになる。早期発見で治療できるとの知識は行き渡っているのに、なぜ検診に行かないのか。

日本体がん協会理事の塩見さんは、がん検診について、正しく知る人が少ないことと自治体の呼びかけが不十分なことが主たる原因と話す。「がん検診には早期がんやがんになる前段階の病変の発見といったメリットのほか、結果が100%正しいわけではない。検診に伴う合併症もあり得るなどのデメリットもあります。それを知り、適切な方法と間隔で受診することが大事であります」と言われています。

住民健診以外で人間ドック、がん検診を受診している人も多くいると言われましたが、それらの人の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸部がんのおおの診察を受けた人数は何人か、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） がん検診受診率でございます。23年度の実績でございますが、まず、胃がん検診。40歳以上の方の受診者数でお願いしたいと思います。受診者が2,231人、受診率では17.6%、肺がん検診でございます。受診者数は4,937人、受診率が38.9%。大腸がんでございます。受診者数が3,282人、受診率が25.8%。乳がんでございますが、受診者数が1,348人、受診率が17.4%となっております。子宮頸部がんでございますが、これは20歳以上の方が対象ということで、受診者数が1,548人、受診率が13.0%となっております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 今お聞きしますと、まだまだがん検診を受けている人は少ないようですが、今後もっと多くの人に受診していただくためには、住民健診の中にがん健診を組み入れるようにすれば多くなるのではないかと思います。

そこで、今回の住民健診では40歳と65歳、75歳と分けてありますが、検査内容は同じですが、分ける意味はあるのでしょうか。それに、40歳以上の検査内容の見直しをし、胃エックス線検査または胃内視鏡検査と便潜血反応などを実施して、がん検診を全員に行うように変更する考えはありますかどうか、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、年齢の区分でございます。検査日を年齢によって分ける定めは特にございません。以前は介護保険の関係で、65歳以上の方に生活機能評価を実施しておりましたので、検査項目が違うということで、65歳以上の方は受診日を分けて実施してまいりました経過がございます。

しかし、今現在では23年度に生活機能評価が廃止となりましたので、受診者が少ない会場につきましては65歳以上の方も同日に実施しているような状況がございます。ただし、人数が多い会場につきましては、年齢によって分けている場合がございます。

次に、検査項目の内容でございます。

40歳以上の検査項目の見直しということでございます。住民健診の中で、40歳以上の方に胃エックス線、また内視鏡の実施するためには、1人当たりの検査時間が非常にかかるわけでございまして、現在の実施日数を3倍にふやさざるを得ないような状況が発生すると考えられます。このため、現行の健診内容、住民健診には胃がんのほうは含めないということで実施をしてまいりたいと考えております。

また、胃がん検診のほうでは、レントゲン車の配置、これが必ず必要ということで2

台。場所等の制限がございまして、これを配置するのはなかなか困難な状況がございしますので、現行でお願いしたいと思っております。

町では、大腸がん、乳がん、子宮がん検診につきましては、節目検診と申しまして、5歳刻みで特定の方対象にがん検診の推進事業、これは無料のクーポン券を配布して実施しておりますが、これが受診率のアップにもつながっておりますので、この事業の継続ということで今後も行ってまいりたいと考えています。

また、大腸がんの検診でございまして、大腸がんの検診につきましては、住民健診におきまして、これは御本人の希望でございまして、希望によりまして実施をしております。検体の提出場所も保健センターのほか町内の医療機関においても提出できるように配慮をさせていただいておりますので、これも現行のまま、住民健診の中の選択のメニューということで実施を考えてまいりたいと思っております。

がんの検診推進事業対象者以外の方でがん検診等を本人の負担により実施されております。これからも公費負担で、住民健診のメニューの中で任意で実施していると。できることは現行の状況で今後も推進してまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 希望により大腸がん検診は行っているようですが、やはり一番多い胃がんについては、先ほど御回答ありましたように、場所とか時間、費用面でいろいろ難しいとは思いますが、今後、検討していただきたいと思っております。

住民検診、がん検診の受診率を上げる方法は、自治体の取り組み方法によって大きく差が出てくるようです。市区町村の広報不足もあり、検診場所、検診内容、費用、申し込み方法がわからず受診しないケースが多い。厚生労働省研究班の調査では、何らかの方法で対象者全員に受診勧奨をしている市区町村は約半分。手紙や電話で呼びかけても受診しない人に再度連絡するコール・リコール方法だと数%に下がってしまいます。だが、最も効果があるのかコール・リコールであると言われております。

富山県では1989年から養成講座を受けた住民ががん対策推進員として活躍し、検診時期に近所の人たちに何度も声をかけるなどして受診率アップに貢献しております。町内では国保加入者に全員、手紙で受診案内を出しておりますが、受診しない人への対応はどのようになっているか、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 少しでも多くの方に受診をしていただくことが必要と考え、対策を行っているわけでございます。23年度におきましては、受診率の低い地区及び60歳から63歳の未受診者の方に対しまして受診の勧奨通知を個別に発送いたしまして受診率の向上に努めております。実績では、647名の方に対しまして勧奨を行ったわけですが、実際は73名の方に受けていただいて、受診率では11.3%というふうな状況となっております。

また、昨年度におきましては、9月の広報におきまして、人間ドック、住民健診の受診の勧奨を行っております。本年度も同様に行っていきたいと考えております。

今年度につきましては、また区長、商工会、保健推進員など、地域にそれぞれ携わってみえる方に対しまして特定健診の情報提供をいたしまして受診の勧奨をしていきたい

と考えております。また、特に40歳、50歳の働き盛りの方が受診率は低いわけですが、これにつきましては、中小企業に働く方に対しましては、受診率向上のため、労働基準監督署の協力をいただきまして、検診受診勧奨のためのチラシ等の配布を行いまして、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 今後は全員受診するように、コール・リコール、保健推進員などを一度考えていただきたいと思います。現在、保健推進員ないしは区長さんをお願いして行っているようですので、もっとそれを積極的にやっていただきたいと思います。

続きまして、がんはインフルエンザ以上に身近な病気と言われており、今後は国のがん教育なども必要ですが、まずは個人の備えとして検診を受けることが重要であります。私の加入している健康保険組合では、定期健診施設は岡崎市医師会健診センターになっていますが、指定先以外にもどこでも健診は受診できるシステムになっております。それに受診時期は毎年4月1日から翌年の3月31日の間で都合のよい日に受診することができます。

町内においては、24年度の申し込みは本年3月31日までで、24年度に入ってしまうと申し込みができなくなってしまっています。健診の申し込み時期が早過ぎるのではないのでしょうか。それに常時申し込みできるような体制はとれないものではないのでしょうか、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 本町の健診につきましては、岡崎医師会の協力のもとに実施をさせていただいております。このため受診者数がある程度確保できないと受診日を決めることができないというような状況のため期限を設けさせていただいております。常時申し込みの体制は難しいと考えております。

ただし、申し込みの期限を過ぎた場合にも、相談ございましたらそれに応じておりまして、保健センターにて毎年健診の受け入れ可能な時期までは申し込みを受けているような状況もございます。

昨年度は広報におきまして国保加入者に対しましては人間ドックの受診勧奨も9月の時点で行っております。がん検診につきましてもクーポン券の対象者につきまして、これを受けてみえない方については再度の申し込みの用紙を送付しているような状況もございます。今後も可能な限り、4月以降受けていただけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 部長、コール・リコールの考え方、取り組み方。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 失礼しました。コール・リコールについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 特に人間ドック、がん検診などは岡崎市医師会検診センターにお願いすれば常時受診できるようになるのではないかと思いますので、再度、その辺のお願いをしてみたいと思います。

それと、受診会場の問題も今は各区の公民館で行っておりますが、特に住民検診においてはかかりつけ医院にて行えるようにしてもらえば、高齢者にとっては便利になり、受診率が上がるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 個別の健診ということでございます。住民健診をかかりつけ医で受診するというところでございますが、レントゲン等の設備を備えている医療機関ではなくてはこれではできません。町内の医療機関でも実施できるところに限られるというような状況もございます。また、個別の受診となりますと、現在、集団で行っているよりも費用がかなり増加となるような状況もございます。5,000円程度の費用負担の増加というような状況もありますので、現状での集団健診の方法で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 確かに受診施設が少ないとか費用対効果の面もあると思ひますが、今後はもっと検討して、なるべくできるような形にしていきたいと思ひます。

最後に、再度質問いたします。

検診で死亡率を減少できる五つのがんのうち、子宮頸部がんは来年度より公費で予防できそうな状況になってきましたが、日本人の一番多いがんで早期発見の場合、手術などの適切な処置により9割の人が完全に治る胃がん、簡単な検査で安価にできる大腸がん、これは希望者だけではできるという話でございましたが、これを常時、健康診断項目に入れていただく考えはあるかどうか、お答えください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 先ほどお答えした内容と同じになるかと思ひますが、大腸がん検診につきましては、住民健診の中での任意の受診メニューということで今後も実施していきたいと考えております。

肺がん健診につきましても、これも住民健診の中の任意のメニューに含まれておりますので、これにつきましても現状の中で実施いたしまして、受診率のアップを目指してまいりたいと思ひます。

胃がんの検診につきましては、先ほど申し上げましたとおり、なかなか条件が厳しいような状況でございますので、これにつきましては、現状どおり、個別の検診で対応いたしまして、PR等に努めまして、また、受診率のアップを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） ぜひ早急に検討していただきたいと思ひます。

続きまして、2番目の健康管理と生活習慣について質問いたします。

厚生労働省の科学研究補助金を使用して、東北大学教授辻先生が、疾病予防の長期的な医療経済効果を解明するために、約5万人の国保加入者の生存状況と医療費を13年間追跡調査している、大崎国保コホート研究を用いて、各種の生活習慣、喫煙、歩行時間、飲酒と、基本健診結果、血圧、血糖、脂質が平均余命と生涯医療費に及ぼす影響を検討した結果が、昨年論文にて発表されました。

大崎国保コホート研究は、世界的に見てもたぐいまれな規模、対象者、観察人、年数を有するものであり、疾病予防と健康管理の医療経済効果は長期にわたって持続することが示唆されました。さらに、危険因子の少ないものでは、良好な健康レベルでの生存期間も長いことが示唆されました。

喫煙、歩行時間、飲酒と、基本健康結果が平均余命に与える影響は、40歳の平均余命は、喫煙群で3.7年短く、1時間以上歩行群が1.5年長く、大量飲酒群では4.1年短く、血圧で1.7年、血糖で2.1年、脂質で2.7年、正常群のほうが長いという結果が出ています。このデータをもとに、以下の質問をさせていただきます。

町内において、基本健診結果の異常者に対する指導はどのように行っているのかお知らせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 基本健診の内容は、これは特定健診で実施しているわけございまして、特定健診の結果、動機づけ、また積極的支援レベルに該当した方に対して、町におきまして、特定保健指導やメタボ教室を開催いたしまして、生活習慣病の予防や知識の普及を行いまして、自覚を高めていただき、健康増進を図っている状況でございます。

健診の結果の郵送時に合わせまして、個別指導の旨を案内し指導を行っているわけでございますが、本人申し込みにより実施しておりますので、参加率はなかなか上がらないような状況もございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 健診結果の異常者全員に対して指導できるような体制をとっていただきたいと思っております。

続きまして、特に大量飲酒者は平均余命が一番短くなっており、今後の課題であるように思われます。飲酒者に対する対策は、今までは休肝日を設けてくださいと指導しているぐらいであったと思っておりますが、今後はどのような予定かお知らせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 特定保健指導につきましては、今後につきましては、参加の率を上げるために、個別の訪問等も考えておりまして、実施してまいりたいと考えております。

飲酒の関係でございますが、本町におきましては、現在は特定保健指導やメタボ教室の開催時におきまして、適量の飲酒やエネルギーの話を含めた指導を行っているわけございまして、さらに昨年度から開始いたしました料理教室におきましても、飲酒につきまして集団で指導を行っておりまして、この中では、適量のアルコール量を指摘しまして、指導を行っているような内容でございます。

今後におきましても、今まで同様に指導を進めてまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 飲酒者に対する指導というのは難しいとは思いますが、やはり趣味趣向の問題ですので深く指導するのはなかなか難しいとは思いますが、やはり1日の撰

取アルコール量を提示し指導してもいいのではないかと思いますので、その辺のところを考慮して行っていただきたいと思います。

続きまして、喫煙者に対する対策は従来より厳しく言われており、今さら言うまでもありません。特に、今回の研究では、今まで言われてきた、喫煙によって病気になり医療費が多く必要ということではなく、余命が少なくなり、かえって医療費がかからないということでした。このことを強調し喫煙運動を展開するのも一つの方法ではないかと思えます。しかし、喫煙は趣味嗜好品の問題ですので、他人に迷惑をかけなければ屋外での喫煙は自由にすべきだと思います。

幸田町も建物内は禁煙で、屋外の駐車場は喫煙にしてもよいのではないかと思います。ただし、庁舎、町民会館、中央公民館など、町外の人が多く出入りする場所のみで、学校、保育園、保健センターなどは今までどおり敷地内禁煙にするというようなことのできないものではないでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 禁煙の関係でございますけれども、たばこ規制枠組条約、受動喫煙防止条約と言われるものでございますけれども、日本におきましてもこの条約につきまして、平成16年にその条約を批准いたしております。そういった関係の中で、日本におきましては平成15年に健康増進法を設けまして、すべてのものに対する受動喫煙の防止ということが、努力義務として設けられたわけでございます。幸田町におきましても、平成22年6月に役場ですとか公民館、こういった関係施設におきまして敷地内全面禁煙という形で、取り組みをさせてきていただいているところでございます。

禁煙につきましては、今議員御指摘のように、いろいろな考え方があるわけでございますけれども、以前実施いたしました来庁者、また職員に対しましてのアンケート、こういったことの中でもいろいろと意見が分かれるところとなっております。町民の健康を守る私どもとしては立場もある、またそして禁煙に対する趣旨は尊重していかなければならない、こういった考え方でいるわけでございます。現在、実施いたしました2年間ということでございます。今後とも関係施設の状況というものをさらによく慎重に見まして、今後の対応というものは、その施設によってどうかということも考えていく必要もあろうかと思えます。ただ、当面は現状のままで対応していきたいというように思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 健康管理は個人個人が行うものですが、医療費が少ない生活が意味するものは、本人の視点から考えるとこれは単に経済上の負担が少ないことだけではなく、健康レベルや生活の質が高いことを意味するものと思われれます。国民皆保険のもとで医療費は健康レベルの代替使用になり得るからであります。したがって、歩行時間が長い者、少量飲酒の者、血圧、血糖、血中脂質が正常レベルの者では平均余命が長いだけでなく、良好な健康レベルでの生存期間が長いことが示唆されました。最後に、健康レベルでの生存期間を伸ばすためには、生活習慣の危険因子を少なくすることによりできることが示唆されました。

それに6月1日の中日新聞の夕刊に、健康寿命についての記載が載っており、厚生労

働省は、健康に長生きすることを重視し、今後の国民の健康づくり計画案に、健康寿命を伸ばすとする目標を盛り込む予定であり、計画は6月中旬にも正式決定される見通しです。また、健康こうた21計画には、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目標にしていますが、最近では生活習慣病のみでなく、がんの予防、早期発見を取り入れていかねば、健康寿命を伸ばすことはできないのではないかと思います。今後はどのような指導を検討していくかお知らせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） がんにつきましても生活習慣病の一つでございまして、健康こうた21の中では、生活習慣病全体の予防のための施策で、またがん検診の受診率向上も掲げている状況でございます。計画の見直しが平成25年ということになっておりますので、御指摘のようながん検診のがんの内容、予防の内容について、また充実を図ることを検討してまいりたいと考えております。

健康で長生きするためには、生活習慣病に対する知識の向上、自己管理の意識の向上、受診等による早期発見、治療が必要と考えておりますし、まずは健診の受診率を上げることが必要と考えております。食生活の改善、また運動の実施などの特定保健指導の実施によりまして、改善が見られていることもございますので、今後も啓発等を行いまし、特定保健指導を受ける方の増加を図ってまいりたいと考えます。

がんの予防、早期発見につきましては、御指摘のように健診が必要でございます。そのために、がん検診、受診、勧奨につきましては、現在の推進事業、無料クーポン事業でございますが、これも引き続き行ってまいりますので、活用していただくようにさらにPR等推進を図って、受診率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 今後も健康に長生きすることを重視し、町民の健康管理をしっかり行っていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質問を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、二つの件を取り上げたいと思っております。

一つ目は、駅前再開発問題であります。

私が幼いころ、幸田駅前通りは本当ににぎわっておりまして、この裏通りにはコウタ座がありました。高田浩吉や鶴田浩二、大江美智子一座が来ていたようでございます。

懐かしいお話も、私は駅前の方から聞いてまいりました。いろいろと駅前には、うどんの栗田さんとか、結婚式場の大津屋さん、鈴木写真館、シラカワ模型、大判屋、今まだ営業しておられますが、田中時計、杉山時計、栗田床屋、うなぎの吉野屋、アサイ肥料、・・・、フルタケ精肉店、大和屋精肉店等々、たくさん私も列記してまいりましたが、時間の都合で、このような店があったということ、また皆さんも活用された方もあるのではないかと思います。

また、特に私の思い出しますのは、幸田の駅裏には、5と10の朝市がありました。今私も行きますと、八百屋さんとか一、二店舗、多いときには三店舗ぐらい、まだ続けてお店を出してみえる方もあります。

幸田町は、幸田の駅前には、昔は専門店がほかにもありませんでしたので、今の70代の方たち以上の方は、昔懐かしいなというお話をよく聞きます。現在も元気に営業されているお店もたくさんありますが、しかし、お店をやめられた方や移転された店が多くあります。当時のお店を含め、一部紹介させていただきましたが、まだまだ、錦町には飲み屋さん街がありました。本当ににぎわっていたのが、ついこの間のように感じております。

幸田駅前通りは幸田の顔、いわゆる幸田の玄関で、にぎわいのまちであるべきだと私は思っております。しかし、三菱レイヨンの撤退以来、衰退の商店街であると私は思います。私は、温故知新である、50年前半世紀、日本を取り巻く環境と経済状況は、目を見張る発展であります。店舗の大型化、マニュアルによる合理化に大量仕入れ、大量販売によるコストダウンの安売り戦争による大型店同士のつぶし合いが現状ではないでしょうか、これでいいのだろうか。

幸いにも、昔の古きよき時代をコンセプトに、このたび昭和87年、本年4月29日日曜日、昭和の日に幸田駅前にオープンいたしました、駅前銀座6店舗のオープンが4店舗で第一次オープンとなりました。今後私は、昭和の人情、ゆっくり時代が流れる癒しのスペースと空間が、ゆとりで80%が100%との考えを持ち、疲れた心と体を休めに訪れる幸田駅前商店街を描いております。相見駅同様、夢と希望を持つての開業であります。住民は幸田駅前の発展をワクワクし注目して見ております。この不況をチャンスととらえ、私は経営者の立場から質問いたします。

J R 幸田駅前は、幸田の顔であります。駅前開発事業はいつから計画されていたのか、当時からの計画はどのような変遷できょうを迎えたのか、50年ほど前からの計画ではなかったかと私は記憶しておりますが、どうでしょうか。駅前の未来の完成予想図、青写真はありますか。駅前再開発事業に予算は過去幾ら使われてきたのか、今後の事業総予算は幾らかかるのか、駅前の開発事業は、完了はいつの予定かお尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田の駅前の幸田町の顔づくりということで、土地区画整理事業を今展開しています。過去には、昭和59年、・・・土地区画整理事業区域で10.6ヘクタール、これは幸田駅前を中心に岩堀の錦町の交差点、それから新幹線のところまで入れた区域です。その間を事業しようということで進められてきました。

その間、いろいろ愛知県との計画協議、事業をする上での手続ですが、それを行うわ

けですが、なかなか全員の同意状況とか、それから財政状況を考えて、その後10.6ヘクタールを事業推進する上では、補助採択の変更というのですか、メニューによって10.6ヘクタールというのは、非常に現時点で、その時点で行うというのは難しいという判断をしました。そして現在、事業区域を縮小しまして、平成15年に現在の2.9ヘクタールの区域で県協議を再開して、平成18年度に事業認可を得たという状況でございます。ですから、現在、昭和59年からすれば全体計画では約28年、30年近く、それから平成15年の2.9ヘクタールからでいけば9年経過しているという事業になります。

その全体計画を含めて現在2.9ヘクタールの事業で、全体事業費が今52億3,000万円でございます。現在、今約19億9,000万円が進められて、進捗率39%と。まだこの事業費でいけば残りが32億4,000万円ということになります。今後、平成24年度には建物移転も約6割以上が進んでいますので、そういうことを実績にあわせて事業費の見直しをしていきたいというように思っています。

今後、幸田町の駅前全体の全体が幾らかかるかというのは、事業手法がやはり補助金メニューが変わっていますので、その時点でいろいろなものを模索していかなければいけないということで、全体が幾らというのは、今のところ出してございません。

以上です。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私は、子供のころからこの駅前商店街で・・・マンガの本をくれたり、本当にこの幸田の商店街は思い出深いところであります現在、また過去に魅力のあるにぎわい通り、幸田駅前の商店街づくりのビジョンは、過去に構想があったのか、なかったのか。また、トータル的な駅前の発展は、駅西との高架で、高架のアクセスが必要不可欠であるとの提案が過去になされていると思います。例えば、駅西にアウトレットを誘致して、若者を呼び込む考えはないのかなど。また、町内外からこのアウトレットによって、家族の方たちがこの幸田に訪れられまして、商店街との相乗効果が考えられると思いますが、このような構想は考えられないのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前商店街の魅力あるにぎわい通りということでございますが、その構想はどうかということでございますが、実は平成12年度、10年ほど前ですが、幸田町中心市街地活性化基本計画というのを基本構想として策定しました。これは、基本計画の区域としましては、幸田駅を中心として、北側は岩堀線の街路、南側は芦谷の区画整理の北側の道路を境にしまして、桜坂も含んだ約55ヘクタールでございます。このエリアを区域として、テーマとしては、議員言われましたように、安心してにぎわいのあるまち、幸田町の中心としての顔づくりという大きなテーマを掲げて、目標は中心市街地における市街地の整備、これは土地区画整理事業ですが、及び商業の活性化、これを二本立てを一体的に推進するという目標を持っています。特に、目標の中では、安全な道づくり、県道の整備とか、駅前商業の活性化ということで、議員言われました、現在の幸田駅前銀座がその一つだというように思っています。そのような形で、この基本計画に基づいて今も推進してございます。

それから、次の幸田駅西のアウトレットというか、アクセスを良好にしてということですが、現在、駅西地区は、将来の土地利用はマスタープランの中では市街化区域を想定しています。ただし、土地利用の内容は拡大工業用地、特に新幹線沿いということで、住宅系とか商業系が若干制限されるため、拡大工業用地という位置づけになっていて、ですから今言われたアウトレットの商業用地には、用途として考えてごさいません。

今後どうするかということで、当然アウトレットというのがくれば非常ににぎわいがあるのですが、幸田町で来るかというか、そういう疑問もあります。しかし、土地利用の構想に基づいて、そういう商業構想は今後考えていきたいということで、現時点ではごさいません。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろいろな町の計画はあると思いますが、この用途変更は難しいのかもしれませんが、いずれにしても、幸田町の商業が発展するためには、何か思い切った施策を打ち出していかなければ、非常に難しいのではないかなと思っています。

また、幸田夢まち舞台のテナント会、今4件開業したわけですが、幸田駅前商協との話し合いが当然私はされているのかなと思っています。今後もされていくのか、幸田駅前通りを総合的に発展させるには、今の旧商店が一体となってお客が呼べるまちづくりの最後のチャンスだと私は思います。

このたび幸田町商工会は、山本新会長が就任されました。経営指導員が2名在中いたしております。私は、この指導員を含め、商工会の活躍する出番ではないのか。また、町当局の指導のもと、幸田町商店街のやる気のある経営者がまちづくり会館などを有効活用して、駅前商店街がにぎわい通りを目指して、真剣に取り組むように要望いたします。

この辺の考えについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田夢まち舞台、幸田駅前銀座ということで、そこと現在の商店街との関係ということでございますが、きょうの伊藤議員のお話にありましたように、駐車場の件でも当然商店街と協働しようということになっています。商店街の方も、この幸田駅前銀座を当然起爆剤として、周辺の景観も含めてまちづくりを検討したいという、意欲的になられているというような状況で、まさにこれは一体の行動をとって、幸田駅前を活性化したいという思いは同じだということに思っています。

そこに伴って、会議等も当然重ねてきましたが、商工会の役割としても当然重要であり、現在言われた事業も充実してきたということで、常日ごろから商業の活性化という点では、いろいろ商業にかかわる補助金等の模索もしながら対応してきています。今後、この駅前銀座を中心として、商工会の方も入ってもらって、イベントの企画をしたり、人が集まるような企画をともに考えるということは現在確認されていますので、本当にこの駅前銀座を中心とした駅前が、商店が活性化になればいいというように思っています。

特に、商工会の方については、積極的な協力をお願いしていきたいというように思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私も商工会に長年かかわってまいりました。非常に、商売の活性化というのは非常に難しいのですが、産業振興課の職員の皆さんと、また商工会を通じて、どしどし活性化のための話し合いをしてもらえたらありがたいと思っております。

私は、一個提案であります。高齢化社会がもたらす経済効果を考え、例えば、東京豊島区巣鴨商店街に幸田駅前の発展はヒントがあると思います。おばあちゃんの前宿、とげぬき地蔵は4のつく日で、1日4万人の人手があります。日曜祭日には約この倍、8万人のお客様が全国から訪れます。私も3度行きましたけれども、800メートルの商店街でしたが、大変なにぎわいです。幸田駅前も、過去の5日、10日の駅前裏通りの朝市の歴史から5のつく日、5日、15日、25日を日曜遊歩道にして、月3日間は巣鴨に似せて縁日を開催すると同時に、四国四十八カ所めぐりができるような小さなほこらを置いて、おばあちゃん、おじいちゃんはお参りが好きだから、48カ所のお参りの場所にスタンプラリーができるようにして、商店街から商品券を出し、商店街でお買い物をしていただき、町内は配達もしてあげるやさしい商店街にするのも一考であるとは私は考えます。この考えについていかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 幸田の駅前通りを総合的に発展させる、これは商工会本来の目的と整合しているというように思います。町と商工会が力を合わせて発展に向け推進を図っていききたいと、かように思います。

なお、裏通りで生鮮食料品、あるいは衣料品等を主にいたしまして、五・十の市、朝市でございますが開かれておりまして、にぎわいを見せていたわけでございますけれども、近年におきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、出店業者も数えるほどしかなくなってきているということで、市と呼べるような状態ではなくなってきているということでございます。

なお、先ほど提案いただきました町内をめぐり、活性化等の部分につきましては、今のところそれを実施する考え方は、申しわけございませんが持っておりません。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） とんでもない古いことで、時代おくれなことを言っているなというように思われるのは当然だと思います。私は、何とか高齢化社会に向けて、生きがい、やりがいのあるまちづくりについて、昨日大獄議員もおっしゃいましたが、我々高齢化して、生きがいにあるものが何かと思いますと、こういった提案も、意味があるものかなと思って、提案させてもらっております。

商店街の空き店舗では、学生さんに参加していただき、アンテナショップでまちおこしに参加していただき、どうしたらお客様が呼べるか、アドバイザーの一員に加わっていただくことはできないか。同時に、三河漫才のゆかりの幸田を生かし、23年前からまちおこし、風おこしで始まった大久保彦左衛門の彦左まつりの活用で、彦左人形、彦左焼酎、彦左弁当、オナガ弁当、彦左もなかをPRして、新しくお土産を開発も行う。商工会青年部で発案の筆柿グルメのB-1グランプリ参加は、夢もあり期待が持てます。

豊川のいなりずしのいいお手本が身近にあります。

先ほどの空き店舗の活用は、産官学民のプロにも指導を受けながら、足湯の施設、マッサージの施設、フリーマーケット、若者には夏はビアガーデン、婚活、新鮮野菜の朝市、昔懐かしい支那そばや、おかゆなどのお店があつて、おもしろいキーワードで、若者やお年寄りが喜ぶことを企画していくことが、人の集まるところに人が集まるという言葉が生きてくると思いますが、これも提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、アンテナショップでございますけれども、これにつきましては、各自治体が特産品の紹介、あるいは販売、そして環境情報の発信など目的に設置されております。現在、道の駅、幸田筆柿の里が、幸田町のアンテナショップの役割を果たしております。

なお、学生によるアンテナショップ実施の要望は、今のところございません。こうした要望があれば検討させていただきたいと、かように思います。

それから、土産等の開発の部分でございますけれども、商工会あるいは各種団体の機会あるごとに、新しい土産を含めた構想等の協議をさせていただきたいと思っております。

それから、空き店舗の活用、足湯等の施設整備の提案をいただきましたが、これらにつきましては、専門家からの御意見を伺ったり、あるいは愛知工科大学の学生からの提案と、今後活用できるような部分があれば、大いに参考にさせていただきたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 時期が遅いのかなというような提案ではございますが、今後も幸田町が元気なまちにつなげるための提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、幸田町観光協会がございまして、一昨年の予算は241万9,000円、目的に沿って使われたと思っておりますが、主な事業、どのようなことに使われているのか。また、この予算が、幸田町において経済的な効果の検証はされているのか、されていなかったのか、お尋ねしたいと思います。

本年は何か工夫して使われるのか、前に私が提案しております観光百選のPR看板に予算は使えないのか。また、幸田町は余りにも観光に力を入れてこなかったと思われるが、3駅プラス1からの歴史探訪や、先日配付された歴史を尋ねてウォーキングを生かして、魅力のあるウォーキングマップをつくり、歴史文化財、史跡のマップにお店を紹介したパンフの活用で、観光客を呼ぶ努力をし、幸田町の財政力強化に役立つように、もっと観光に力を入れてもらいたいし、また幸田駅前を元気にして、商業が元気なまちにさせていただきたい。私は、必ず大須賀町政が目指す自立可能な幸田町の発展につながると信じています。町長に答弁をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず私のほうから、観光協会について回答させていただきたいと思っております。

平成23年度、決算額につきましては155万2,000円でございますが、どのようなものに

使ったかということでございますが、観光展の開催、あるいは観光情報の提供、インターネットの活用、そして観光客受け入れのための環境美化清掃事業、そして育成事業、そして各種行事への支援ということでございます。

なお、共催事業といたしましては、既に定着してございます、しだれ桜まつり、それから協賛事業といたしましては、本光寺紫陽花まつり、それから彦左まつり、さらには歩行者天国というもの等を実施させていただいてきてございます。

いずれにいたしましても、経済効果と検証は特に行ってございませんけれども、議員もご存じだと思いますが、いずれの行事等、活動の中にも大勢の方に参加いただいておりますので、やはりこれが一つの効果であるというように思っております。

なお、新しいことしの部分で取り組みはないかということでございますけれども、現在ホームページの中は職員の手づくりでございましたが、やはりそれをプロの手を加えまして、見やすく、興味がわく、そのようなものでなるべく大勢の方に訪れていただけるように、変えていく予定をしております。

それから、観光百選等の看板の部分等ございます。これにつきましては少し費用が高額になるだろうということを考えてございまして、少し難しいと判断しております。

なお、現在、町におきましては、3駅を起点終点といたしましたウォーキングコース、これを旅の御意見帳、カラーの冊子でございまして、その中にとじ込みまして、PRさせていただいております。名所、旧跡など含まれてもございまして。さらにPR等に努めてまいりたいと、かように思います。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 観光の面でございますけれども、幸田町はなかなか工業優先という形式で今まできたような感じがいたしますけれども、観光の要素というものは、そこにいろいろなものが、神社仏閣があるから観光だということではないというように思っております。

先ほど部長も申し上げましたように、さわやかウォーキングそれに一つにしましても、ウグイスが鳴いたり、そういう緑豊かなところを散策するというのも、観光の一つの目安かなと。今ですと、きょうもホテルを見る会がございましてけれども、そういう地域の自然が大いに、幸田町へ行きますと、都会から近いのだけれども、そういうものが見られるのだという、そういう自然のものとか。

それから、昨日も申し上げたように、実は、幸田町には古墳群がたくさんあるのです。それは、一つ一つまだそれを整備していないのですけれども、そういう将来的な観光資産と申しますか、そういうのもたくさんございます。そういうものを有機的に結んで、町内を見て回るといいますか、隣の蒲郡ともまた有機的に結びつけてもいいし、岡崎とも結びつけてもいい。そういうことで、この三河地域をぐるぐる回るような方法を、一つの観光の方策として考えたほうがいいかなと、そのようなことを考えております。

何もないけれども、何かがあるというまちだろうというように思っておりますので、今後とも観光については、いろいろ力を入れていきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） この町には史跡の、町長言われた古墳だとか、いろいろな立派な財産があります。これもマップになってあることは知っております。また、彦左衛門の立派なパンフレットもあることも知っております。ところが、この宝の持ちぐさで、これが大いに活用されていないのではないかとというのが、私の意見でございます。

次に移ります。

幸田町管理と思われる看板、壁画などの修理の際、観光PR用に利用できないか、質問いたします。

例えば、幸田ライオンズクラブから寄贈された、幸田駅西駐車場通路のちぎり絵のある地下道を明るく、観光看板を取りつけたり、また三ヶ根の観光の拠点ということで、話が出ておりますが、三ヶ根駅北通路ももっと明るくして観光看板を設置したり、野立て看板の椿郷の看板もさびついております。これらも寄贈されたものでありますが、これらの有効活用ができないのかなというように、あそこを通るたびに考えております。古く汚れた看板は幸田町のマイナスイメージであると思います。対策は考えておられるのか。また、幸田町248号の岡崎より蒲郡出入口に、歓迎の観光看板を将来つけたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 劣化等の著しい看板、それらについては、随時修繕をかけていきたいというように思います。

また、提案いただきました、観光活性化のための看板の有効活用については、どのような活用ができるのか含めて考えていきたいと。

なお、市町村境に幸田町を紹介するような、そういう看板。大変すばらしい案だと思います。それらを含めて、今後、研究、検討していきたいと、かように思います。

ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 提案が次から次へ出しまして、恐縮しておりますが、これも提案でございます。かねてより懸案の竹林が美しい山々を席卷している問題を、先回も問いましたが、逆に私はこの竹を、この竹にこだわったまちづくりを考えればいいなと思っております。幸い竹は、町内にたくさんあります。この竹を生かした商品開発、作品、モニュメント、これでまちの中を飾ったらどうかなと思います。全国に応募を呼びかけ、メディアで流せば、全国から新鋭作家が自分の名前を売るために、公募をどんどんしてくるでしょうか。

また、朗報ですが、今後期待の持てる竹の活性炭で商品化が行われようとしております。また、竹の活性化は竹とのコラボで、年1回は椿サミットを開催して、日本じゅうに町の花、椿、特に世界に一つしかないミチコワビスケを紹介したりして、竹とのコラボレーションでタケノコ料理や農産物ともども、観光事業に大きく貢献してくれるでしょう。

現在、道の駅の筆柿の里が元気です。しかし、元気なまちづくりは、農商が力を合わせて、努力することが求められていると思います。今後、幸田町にも農業、商業にスポ

ットを当てて、若い人材が観光事業を通して、農業や商売に従事して、魅力のある幸田をつくってもらいたいと思っております。

同時に、幸田の見どころを観光百選にまとめて、史跡のガイドブックやウォーキングマップを活用することは、先ほど申し上げたとおりです。同時に、この史跡の案内人を育てたりして、昨日の大獄議員の中にありましたが、観光案内人の育成をして、観光で人が呼べる夢のある幸田町にしていく考えはありませんか。まずは、幸田駅前を元気にしていくことから考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 竹を生かした作品、あるいはモニュメントでまちを飾るといふこれらのことは、町の竹林対策、あるいは観光事業の活性化にもつながるものであるというように思います。他市等の活動事例について、調査研究を始めさせていただきたいと思っております。

それから、観光百選、案内人のことでございますけれども、現在はございません。観光のまちなぎわいを持てるよう、今後の研究課題とさせていただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 本当に真剣に、老齢の時代に入っているわけですし、私たちの行く末も本当に心配な面もたくさんありますので、我々官と民、そういったいろいろな人たちが知恵を出し合って、今後も幸田町の発展にひとつ前向きに考えてもらうという答弁でございましたので、期待を持っております。

それでは、幸田の駅前の問題につきましては、これで終わります。

次の質問に移ります。

震災の件であります。昨日も酒向議員、水野議員が一般質問しておられますので、重複する面がございましたら、お許しいただきたいと思っております。

今後の震災の対応やため池の強度等について質問いたします。

今回の東日本で起きた震災が、いつ私たちの身に降りかかるかわかりません。備えあれば憂いなしです。このような災害が起きた場合の対策、対応がいかに大切であり、幸田町の防災体制が万全であるのか。現在、各区、各地域で減災、防災懇談会が、幸田町防災安全課主催で消防署と協力して行われております。住民の意識向上に役立つよい試みであると思っております。私も参加いたしました。我々もどこかに地震、災害は他人ごとには済ましている気持ちや、開き直った気持ちがあるのも否めません。地道な活動で大変かと思われそうですが、頼りになるのは消防署、団員の方々だと思います。実際に、災害が起きたときは、役場、災害本部の指示が頼りになることは間違いありません。今回の大震災で多くの消防団員や職員の方が犠牲になっております。本当に御冥福をお祈りしたいと思っております。

実際の地震がどのような形でいつ起こるかわかりません。どんなに用意周到な準備をしてもし過ぎはありません。そこで私は、過去のいろいろな災害から学んだ体験や行動から、幾つか質問いたします。

震度7程度の地震が起きたとして、想定して、幸田町の被害額、被災人員の想定がで

きているのだったら、教えていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 平成24年3月に南海トラフ巨大地震モデル検討会が発表いたしました。幸田町におきます震度予測につきましては、最大震度6強ということでございます。これに対する被害想定につきましては、平成25年6月に公表がされる予定でございます。

平成15年3月に愛知県の防災会議、地震部会が発表いたしましたデータによりますと、家屋全体、1万5,000棟のうち、全壊が50棟、それから半壊家屋が350棟、人的被害につきましては、全体で3万3,000人、死者が約10名、負傷者約90名ということでございます。被災者につきましては、約2,700人、帰宅困難者が約3,000人ということで、予想が立てられているところでございます。

先ほど申し上げましたように、平成25年6月に見直しが予定されているということでございまして、今申し上げた数値につきましては、これを上回ってくる数字がまた出てくるのではなかろうかというような予想もいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 地震がいつ来るかわかりませんし、また震度も6強ということで想定されておりますが、これもわかりません。本当に、私たちは、いつ、時間もわかりません。こういった帰宅困難者が出てくるということもあるということは、家庭で防災の日を決めてという話も出ておりましたが、家族で話し合うことも大事ななというように認識いたしております。

次に、防災備蓄倉庫の食品、備品の量はまだ不足なものの補充はあるのかお尋ねいたします。混乱防止のために、配付する人の責任者は決めているのか、災害用倉庫、資材置き場及び備蓄場所は何カ所あるのか。私は、被災後3日間の食糧、備蓄品は各地区により現状が違うと思います。今後の補充や対策は、おかげさまで幸田町には豊かな自然と農業があります。都会とは違います。田舎には食糧の備蓄もあります。簡易水道や井戸水も、まだまだ飲める井戸水を持っておられる家庭もあります。飲料水に適合している井戸かどうか、また調べていただいて、むだなお金をかけなくて、幸田町の田舎の力が役に立つことはたくさんあると思います。田んぼや畑がありますので、トイレのほうもしかりです。

もし一度、幸田の地域の実情に合った防災計画を地域の方と真剣に話し合ってもらいたいし、また心を開いて、災害が起きた場合は、自分に何ができるのか、何をさせてもらえるのかを考え、自問自答の答えが一番大切であろうと思います。人の弱みにつけ込む悪い人もいます。御近所同士の底力、おつき合いが我が身と大切な家族や財産を守ること、今度の東日本大震災が教えてくれました。

このような観点から、きめ細かな地域において、小さい単位の住民での防災、防犯訓練の勉強会や、自宅における備蓄品の確保についても、細かく指導してもらいたいし、これが自主防災会の目的だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、当初のお尋ねの件の防災備蓄倉庫の食品、備品の量は、まだ不足なものの補充等はあるかということでございます。非常食につきましては、カンパンが主流でございましたが、阪神淡路大震災以後、避難者の声を生かし、食べやすいものということになってくるかと思いますが、アルファ米、クラッカー、カロリーメイト等の子供、老人などが食べやすいものになっております。子供、小人や老人、女性など、性別、年齢に配慮し、東日本大震災をまた教訓にいたしまして、生活日用品として、おむつなど、女性の方のいろいろな要望もありますが、そういったものの備蓄を進めております。

また、備品、備蓄品以外の調達に当たりましては、災害救助物資の緊急調達、協定を平成23年度、防犯課のほうではございますが、事業課と締結していただきまして、生活用品、日用品を被災者に支給できるよう調整しております。備蓄品には、使用期限のあるものもあり、今後も確実な更新と見直しを行い、内容の充実を図っていきたく思います。

それと、配付する人員の責任者は決めてあるかというお尋ねかと思いますが、避難所救援所として、健康福祉部及び教育委員会に、救援班、協力班を決めております。備蓄品及び救援物資等の配付を予定しております。また、役場職員が避難所へ行けないときは、区長の指示で配付をお願いしたいと思っております。ボランティア及び奉仕団体の応援については、福祉課、幸田町福祉社会協議会により、ボランティア支援本部の設置、受付をしていただきたいと、協力をお願いしております。

災害倉庫及び備蓄場所は何カ所かということだと思います。まず、水防関係におきまして、水防関係の品物については、南部防災倉庫、それから北部防災倉庫。それから水防関係避難所用資材等々につきましては、消防署の北側に、消防署の裏にある倉庫ですが、そこと野場の防災倉庫に設置、納めさせていただいております。あと、6小学校に防災備蓄倉庫としてありますので、すべてで10カ所ということに相なるかと思っております。管理は消防本部でかぎは保管し、コミュニティ会長と学校にも各自保管させていただいております。防災倉庫の増減については、現在は予定ありません。災害発生時は、町内全備品、被災場所へ搬送する方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 万全を期して、本当に3日間、何とか皆さんに困らないような準備をしていただけるなと思っております。ただ本当に心配するのは、混乱が起きたときに、どうしても皆さん急いで、我が先ということで、混乱が起きないようなシステムを考えてもらえたらと思っております。

次にまいります。

防災リーダー、この組織、区の組織、その年度のみ区の役員が地域の防災組織のリーダーになるという区が多いと思うのです。この役員さんは、どこの区もそうだと思いますが、回り番で役員さんが1年で変わっていくような役職の組織が多いと思うのです。これではなく、地域の人望のある専門的知識や経験のある人をトップにして、昔の自警団組織を復活させ、地域住民が安心してついていける人たちを地区で選び、安心して暮

らせる防災組織を育ててもらえたらいいのではないかと。また、きめ細かな組、区によってはキレと言っていると思いますが、これ単位で防災知識専門のリーダーが必要ではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

きのうの酒向議員、水野議員の質問にありました防災士の幅広い活躍も大変勉強になりました。地域に飛び込んで、防災士の力を遺憾なく発揮していただいて、地域に細かい単位で専門のリーダーを育成して、町民を安心させていただけたらと感じております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） リーダーの要請をとということでございますが、毎年、防災リーダー育成講座というものを開催させていただいております。地域におきまして、リーダーを推薦いただいているわけでございますが、区のいろいろな諸事情もおありかというように思うわけでございますけれども、御指摘のように、やはり役員の方からの推薦というものも多いのも実情でございます。中には、防災専属でのそういった方もおられるわけでございますけれども、今後もそういった専属の方が入っていただけるようなことはお願いをしまいたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの実情というものもありますので、その辺については、それぞれの区との状況に合わせた形で、当面は考えていかなければならないと思っております。

また、組単位での関係につきましては、今回の防災の懇談会の中でも、そういった組としての末端組織という言い方がどうかわかりませんが、そういった中でのリーダー、またそして避難マニュアルとかそういったものを整備していく必要があるのではないかとといったような御意見もいただいておりますので、そういったものについては、今後またよく研究してまいりたいというように思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 大草におきましても、防災懇談会のあと、小さな単位で集まられまして、ビデオを拝聴したり、皆さんで話し合っ、コミュニティがここから始まるという前例もございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、幸田町には防災ボランティア幸田という組織がありますが、何名登録されているのか、組織されて何年経過し、災害発生時のボランティアセンターの運営組織の運営管理等々やるようなことも聞いておりますが、何をこのグループに期待されているのか聞かせていただきたい。私たちは、防災意識の高いこの防災ボランティアの方々が、本当に優秀な方々と私は認識しておりますが、説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 防災ボランティア幸田との関係につきましては、現在、会長以下28名の会員の方々によりまして構成をいただいております。平成14年8月に結成をいただきまして、10年目を迎えているところでございます。防災ですとか、また災害発生時に活動をいただきますボランティアとしての知識の習得、技術の向上を目指して、地域住民の方々とともにボランティア活動を行うことを目的としているものでございます。町ですとか行政区、各コミュニティが主催する防災訓練等におきまして支援活動をいただくなど、地域等に溶け込んで活動していただきまして、そういったボランティア意識の輪をとというものを広げていただきたいというように考えているものでございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 現代社会は、昔は青年団、自警団、婦人会がございましたが、今は名称を変えて活動されていると思いますが、若い人や消防団OBなどに呼びかけて、この防災ボランティアの増員計画をこの方たちに呼びかけていくのも一考かと私は考えております。これが安心・安全のまちづくりにつながる。ほかに、防災・防犯に関して、地域のきずなを高める事例、細かい動きはないのでしょうか。

女性消防隊に期待するものは何か。例えば、アレルギーの子供たちの窓口相談、アレルギーの問題も大きな問題でございます。食事ができない子供もおります。死に結びつくということも聞いております。自主防災会の訓練は大丈夫か。消防団員の皆さんの足手まといになるような訓練もしているのではないかと、少し危惧されます。細かいことで、この辺のことで、消防団の方も、消防署の方も、いろいろと苦労してみえるのではないかと思います。

三河大地震の体験した語り部をこの懇談会に参加してもらうのも一考ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 消防団のOBの方々ですとか、そういった方々にお呼びかけをして、ボランティアの増員をしたらどうかというようなお話でございますけれども、確かに消防団のOBですとか、民間、地域で立ち上げていただきました、現在ボランティアの関係といたしまして、9団体の方が青パト、これは防犯の関係になりますが、青パトにて地域で巡回活動を展開いただくなど、そういった防犯面に御協力をいただいている活動がございます。

また、人的な大きな大災害、こういったようなものが発生した場合には、やはり減災もしていく必要があるわけございまして、そういった人が重要というようなことにもなっております。その中心的な役割を担っていただく方が、やはり自主防災会ではなからうかというようなことも思っているところでございます。

現在23の区で防災懇談会を開催させていただいているわけでございますけれども、地域で取り組む対策といたしまして、自主防災会について御説明もさせていただいているところでございます。平常時の活動ですとか、災害時の活動、特にお願いすることといたしまして、共助の重要性などにつきましても、具体的な活動内容を示させていただきまして、防災訓練などの重要性というものも呼びかけをさせていただいているところでございます。

そういったような形で、今進めさせていただいているというようなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 御質問の中に、女性消防隊に期待するということがございました。少しお答えさせていただきます。

まず、基本的に女性消防隊なるものはございません。いわゆる女性消防クラブというものは発足させていただいておりますので、御質問の女性消防隊、火災現場に行くという事案はございません。消防団員と一緒にやるといふことは一切ありませんので、

お願いしておきたいと思います。

改めて、女性消防クラブは、あくまでも家庭と地域における防火思想の高揚を図ることが目的でございますので、広報の舞台での火災等のことを広めるということを主としております。消防隊については、消防団の中にごございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 大変失礼いたしました。女性消防隊、消防クラブでした。どうも失礼いたしました。

東日本大震災で福島県須賀川市の藤沼湖が、堤防が震度6強で決壊し、大量の水が一気に流れ出て、7の方が死亡、一人が行方不明となった事故がございました。ため池の危険性が指摘された。幸田町内に農業用ため池は幾つあるのか。防火用水としてため池は活用されていると思いますが幾つかあるのか。決壊した場合に心配はないのか。そのような心配な池はないのか。特に、民家に隣接した池は何カ所あるのか、お尋ねしたいと思います。

現在、都市化して使わなくなった現存しているため池は幾つあるのか、これを改良し、公園、防災広場など有効活用の道はないのか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、土地改良区が管理する農業用ため池につきましては、大小合わせまして60カ所ございます。そのうち40カ所のため池が消防水利施設と指定されてございます。

なお、池の下流域に1軒でも民家のあるため池、これにつきましては38カ所ございます。特に市街化内では5カ所ございます。

それから、都市化等で使えなくなったため池はということでございますが、市街化区域内で1カ所ございます。調整区域におきましては1カ所ございますが、これは隣接する市街化区域、住宅街の部分にございまして、地域の景観形成にも大いに寄与していただいております、憩いの場ともなっております。

それから、ため池を防災広場にという御意見があったわけでございますけれども、池を含めまして周辺、これは災害時、言ってみれば地震水害時等に、二次災害のおそれもございます。それから、転落、事故等の心配もございますので、そのような使用は困難かというように思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） この私の申し上げている使わなくなった池は、将来有効な活用、埋め立ててこういったことにつながる道はないのかということでお尋ねしていたわけでありまして。現在、池のままでは大変危険だというのは、よくわかります。

次に移らせていただきますが、大池は、震度7で大丈夫だと改修工事が行われました。その後、光明寺の池が新聞で話題になりました。今後の課題となっているほか、ため池の強度は大丈夫なのか、強度の診断は行われたことがあるのか、今後も住民の心配を払拭するためにも行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 報道されましたため池の耐震についてでございますが、これは貯水量が10万立方メートル以上の大規模なため池を対象に実施されたものでございます。町内におきましては、不動ヶ池、カヶ入池、光明寺池が調査されまして、光明寺池のみ耐震基準を満たさなかったというものでございます。各池の堤防、中、外、そして液状化の調査がされました。その中で、光明寺池の内において、基準でございます1.2に対しまして、1.156と、わずかでございますが達しなかったというものでございます。

今後、下流に人家等のある部分、この耐震調査につきましては、規模、あるいはその状況を整理、精査いたしまして、診断等、県に要望していけたらというように思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろいろと調査をしていただいて、前向きにやっていたいただけるのをありがたく思っております。震度7の地震が起きた場合、もしため池が決壊した場合に、住宅への水害、被害が及ぶシミュレーションが行われているのか、このような心配な池は町内に幾つため池が関係しているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） シミュレーションは特に行ってございません。図上で想定をしております。これは先ほども申し上げましたように、下流に人家等のある38カ所というように認識しております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 重複しました。

この弱者、昨日も話題に出ておりました、ひとり暮らしの御老人の方、病気の方、小さい子供、動けない方のきめ細かい情報と具体的な安全場所、避難場所に誘導、運搬はだれがするのか。こういったことも具体的に勉強し、指導の対策をいただかなければいけないような時代に入ってきました。

最後に、想定についてお尋ねいたします。地震はいつくると予想するのか、震度と及び何年後と想定しているのか、三連動の地震の確率要素は、またいつ来るかわからない地震は、自主防災会のたび重なる訓練の参加と、防災士、ボランティア、消防団員の使命で、命を守ってほしいと願っております。

この辺についてお尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 東海地震の関係につきましては、前回1854年に起きているところございまして、150年以上経過いたしております。今後30年以内に地震が発生する確率というのは88%ということで、毎年これは高くなっていくというような情報でございます。

愛知県の発表の関係につきましては、先ほど申し上げましたような内容になっておりますけれども、三連動の地震では、全国の死亡者が2万8,400人、経済的な被害は約81兆円というような見込みも立てられているところでございます。いつ来るかどうかとい

うことは明確には申し上げられませんが、そういったような状況でございますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 本当に情報をたくさん持っておられまして、前向きに取り組んでおられることがよくわかりました。

これで私の質問を終わりたいと思ます。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月12日火曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を6月18日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

ここで1点御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会を12時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年6月8日

議 長 池 田 久 男

議 員 丸 山 千代子

議 員 伊 藤 宗 次